

ジャザサイズ会員利用会則

第 1 条(定義)

- 「ジャザサイズ」は、「コナミススポーツ株式会社(本社:東京都品川区東品川 4-10-1)」(以下「会社」といいます) が総代理店として、日本国内において運営・管理するダンス・フィットネス・プログラムです。ジャザサイズクラス(以下「クラス」といいます)に入会した会員をジャザサイズ会員(以下「会員」といいます)と称し、この会員制度をジャザサイズ会員利用制度(以下「本制度」といいます)と称します。
- 「インストラクター」は会社よりジャザサイズを指導するライセンスを供与された個人または法人をいいます。

第 2 条(目的)

本制度は、会員がクラスに参加し、会員の心身の健康維持・増進・会員相互の親睦と交流を促進することを目的とします。

第 3 条(会員制度)

- 本制度は会員制とします。入会を希望される方は、本会則に同意したうえで、別途本制度の入会契約をインストラクターとの間で締結しなければなりません。
- 会員の本制度の利用範囲、条件および特典については別に定めます。
- 会員は、本制度を利用する都度、クラスへの参加前にインストラクターまたはチェックイン機器に、第7条に定める QR コードを提示します。

第 4 条(入会資格)

- 本制度における入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - 各クラス別に定められた資格を満たす方。
 - 本制度の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとにインストラクターへ申告した方。
 - 本会則に同意頂いた方。
 - 暴力団関係者(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者等。以下「反社会的勢力等」といいます)でない方。
 - 反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わない方、および今後も行う予定がない方。
 - 刺青をするなど、会員として会社もしくはインストラクターが不適当と認める事由のない方
 - 過去に会社もしくはインストラクターにより解約等の通告を受けていない方。
 - 過去に本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、会社およびインストラクターが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
- 本制度に入会しようとする者は、会社およびインストラクターに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラスの信用を毀損し、またはインストラクターの業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第 5 条(入会手続き)

- 本制度に入会しようとする時は、会社の管理する専用 WEB サイトより入会申込を行い会社またはインストラクターによる審査を受け、承認を得たうえで、入会金およびその他所定の費用等をインストラクターに払い込むことにより、インストラクターとの入会契約が成立し、本制度の会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。前項に定める入会申込を行った場合であっても、会社もしくはインストラクターが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 会員は、入会后、インストラクターから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。インストラクターは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第 6 条に定める諸費用を支払います。
- 未成年の方が入会しようとするときは、会社およびインストラクターが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第 6 条(諸費用)

- 入会金および会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は、別に定めます。
- 会員は、別に定める納入期日までに、会社およびインストラクターが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。なお、当該納入期日までに、会費等が納入されない場合、会員は本制度を利用できません。
- 一旦会員より納入された諸費用は、法令の定めまたは会社もしくはインストラクターが認める理由がある場合を除き、原則として返還しません。

第 7 条(QR コード)

会員が会社の管理する専用 WEB サイトにて入会手続きを行った際に、メンバーQR コード(以下「QR コード」といいます)が発行されます。会員は以下のように QR コードを取り扱うものとします。

- QR コードはスマートフォン画面または印刷のうえ、チェックインの都度、ご提示いただきます。
- 会員は本制度の利用に加え、会社またはインストラクターが主催するイベント等に参加する際にも QR コードを提示いただくことがあります。
- QR コードについては、本人以外は使用することができません。また、譲渡・転貸することもできません。第三者が QR コードの不正利用等を行った結果、会員が損害を被ったといえども、会社及びインストラクターは当該損害を補償しません。但し、会社及びインストラクターの責に帰すべき事由による場合を除きます。

第 8 条(本制度における重要事項の変更)

- インストラクターは、会員が納入すべき会費、クラスにおける会員制度などを諸般の事情により変更することがあります。
- 前項の場合、会社またはインストラクターは原則として 1 ヶ月以上前までにその内容を会員に告知し、これらを変更または廃止することができます。

第 9 条(休館日および営業時間)

- 会社またはインストラクターは各クラスの休日、実施時間について、別途細則で定めます。クラスの実施時間や休日は、インストラクターにより設定されます。
- インストラクターは諸般の事由によりクラスの休日および実施時間を変更できるものとし、その変更に関する告知はインストラクターより行います。

第 10 条(施設・設備・サービスの廃止と利用制限)

- 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・インストラクターが事業困難、または営業するべきでない事情が生じたとき・その他やむを得ない事由が発生した場合、会社またはインストラクターはクラスの全部若しくは一部を廃止し、または、その利用を制限することができます。
- 各クラスは、前項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上、休日とすることがあります。この告知は原則としてインストラクターより行いますが、やむを得ない事情による臨時休日についてはこの限りではありません。
- 前二項の場合、会員は会社およびインストラクターに対して、損害賠償等一切の請求をできないものとします。法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

第 11 条(届出内容の変更および通知方法)

- 会員は、入会手続きの際の会社の管理する専用WEBサイト上での登録内容その他届け出た内容が正確であることを保証します。会社およびインストラクターは、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 会員は、入会手続きの際の記載内容その他届け出た内容に変更があったときは、速やかに専用WEBサイトにて変更またはその旨をインストラクターに届けるものとします。この場合、届出の効力は、変更事務処理終了により生じるものとします。
- 会社およびインストラクターより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により、会社およびインストラクターからの通知が延着または届かなかつた場合には、通常到達すべきときに会社およびインストラクターからの通知が会員に到達したものとします。

第 12 条(諸規則の遵守)

会員は本制度の利用にあたり、本会則および諸規則を遵守し、インストラクターおよびクラスのスタッフ(以下「クラススタッフ」といいます)の指示に従わなければなりません。

第 13 条(禁止事項)

- 会員は、次の行為をしてはいけません。
- 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)やインストラクター、クラススタッフ、会社を誹謗・中傷すること。
 - 他の方やインストラクター、クラススタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。

- (3) 大声・奇声を発する行為や、他の方、インストラクターもしくはクラススタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方やインストラクターもしくはクラススタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラスの器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) クラス実施中の撮影および録音。
- (7) 他の方やインストラクターもしくはクラススタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でインストラクター、クラススタッフまたは会社に迷惑を及ぼす行為。
- (9) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (10) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (11) クラス内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、布教活動。
- (12) 会社およびインストラクターの提供する動画を第三者へ視聴させる行為、または営利目的とする転売行為
- (13) 高額な金銭、物のクラスへの持ち込み。
- (14) クラスの施設内の秩序を乱す行為。
- (15) 自らの会員証を他人に貸与、使用させる行為。
- (16) 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- (17) その他、インストラクターまたは会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 14 条(損害賠償責任免責)

1. 会員がクラスにご参加の際に、会員自身が受けた損害に対して、インストラクターに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間を生じた係争やトラブルについて、インストラクターは、インストラクターに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
3. 会員が本制度利用に際して盗難にあった場合は、会社およびインストラクターは一切損害賠償責任を負いません。

第 15 条(賠償責任)

1. 会員が本制度の利用に際して被った人的物的損害については、会社またはインストラクターに過失がある場合に、会社またはインストラクターの行為と相当な因果関係のある範囲内で一定の賠償をするものとします。
2. 会員がクラスの利用中、会員の責に帰すべき事由により、当該クラスまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 16 条(持込物に関する責任)

1. インストラクターは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. インストラクターは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
3. インストラクターは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
 - (1) 現金および有価証券
 - (2) その価額またはその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
 - (3) 建物または自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
 - (4) 携帯電話用装置
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位または個人の一身に専属する権利を証するもの
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカードまたはクレジットカード
 - (7) 動物
 - (8) 当該物またはその付属物に記載または付加した情報により、その所有者または占有者が識別できる物

第 17 条(退会)

1. 会員は自己の都合により退会を希望する場合、退会希望月の 10 日(10 日がクラスの休業日の場合はその前営業日)までに所定の方法にて入会したクラスのインストラクターに申し出るものとし、インストラクターによる退会手続きが完了した時点で退会となります。なお、会員は退会日までの会費および会員区分や入会条件に従い諸費用を支払う義務を負います。
2. 休会制度はありません。退会后、3 か月以内に同じクラスに復帰される場合は、入会金が免除となります。

第 18 条(利用制限・禁止、契約解約)

1. 会社およびインストラクターは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対してクラスの利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。契約の解約された会員は、会員としての資格を喪失するものとし、以後本制度を利用できません。ただし、会員はインストラクターからクラスの利用を制限または禁止された場合であっても、第6条に定める諸費用を支払います。
 - (1) 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
 - (2) 本会則その他会社およびインストラクターの定める諸規則に違反したとき。

- (3) 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします)
 - (4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
 - (5) 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
 - (6) 第5条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。
 - (7) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
 - (8) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
 - (9) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - (10) 妊娠していることが判明したとき。
 - (11) 法令に違反したとき。
 - (12) その他、会社およびインストラクターが会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項に基づき会社およびインストラクターが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、会社およびインストラクターはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第 19 条(会則の改定)

会社またはインストラクターは、1 ヶ月前までに会員に告知または通知することにより会則等の改定を行うことができます。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第 20 条(告知方法)

本会則における会員への告知方法はホームページへの記載およびクラス内への掲示とします。

第 21 条(細則)

会社は、本会則に定めない事項ならびに業務運営上必要な事項を、別途細則やその他の運営規則によって定めるものとします。

利用規則

- 【1】私は、ジャザサイズダンスフィットネスプログラムが身体の機能、主に肺機能および筋骨格を鍛えるダンスであり、心臓、肺、循環器系、筋肉、関節、靭帯、腱に負担をかけるものであること、そしてその目的は筋力強化と心肺機能の強化であることを理解しています。また、プログラム開始前にはウォームアップ、そして最後にはクールダウンしてストレッチをするべきものであることを知って参加します。
- 【2】私は、既往症および現在の怪我、疾病、心肺系の問題、膝関節などの筋骨格系の問題、およびその他の健康状態や投薬治療が、プログラム参加により症状を悪化させる場合があるため、プログラム参加前に、身体に影響を与える可能性について医師と相談の上、自己の責任においてジャザサイズプログラムに参加します。

【個人情報の取扱いについて】

「ジャザサイズ」は、コナミスポーツ株式会社(以下、「会社」といいます)が、Jazzercise, Inc.から、日本での独占的かつ排他的なサブフランチャイズ権を獲得している総代理店として、日本国内において運営・管理するダンス・フィットネス・プログラムです。「インストラクター」は会社よりジャザサイズを指導するライセンスを供与された個人または法人をいいます。

会社およびインストラクターは、ジャザサイズクラスに入会した会員の皆様(以下、「会員」といいます)の個人情報を、以下の通り取扱わせていただきます。

1. 取得する個人情報の項目

会社およびインストラクターは、会員に関する次に掲げる個人情報を取得します。

(1) 会員登録に関する情報

会員番号、申込クラス、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、(未成年の場合)親権者または保護者氏名、引落口座、

(2) ご利用に関する情報

利用開始日、利用状況等

(3) 決済に関する情報

金融機関口座に関する情報、決済及びその方法に関する情報等

(4) その他の情報

会員から会社およびインストラクターへのお問合せ、ご連絡等に関する情報等

2. 利用目的

会社およびインストラクターは、会員の個人情報を次に掲げる利用目的の範囲内において取得および利用します。

(1) 入会資格を確認し会員登録、サービス提供、会員管理を行うため

(2) 会費等の対価のご請求のため

(3) ご利用に際しての各種連絡や緊急時の対応のため

(4) 防犯や安全管理を行うため

(5) 関連サービスやイベント等のご案内のため

(6) サービス向上や新商品開発等のためのアンケートを実施するため

(7) マーケティングデータの調査及び分析、並びにマーケティング施策の検討及び実施のため

3. 共同利用

会社およびインストラクターは、次に掲げるとおり、会員の個人情報の共同利用を行います。

(1) 共同利用する個人情報の項目

「1. 取得する個人情報の項目」記載の情報

(2) 共同利用する個人情報の利用目的

「2. 利用目的」記載の目的

(3) 共同利用者の範囲

会社および会員の所属するクラスのインストラクター

(4) 共同利用の管理責任者

コナミスポーツ株式会社(東京都品川区東品川4-10-1:代表取締役社長 室田健志)

(5) 取得方法

会社及びインストラクターは、入会手続き、又は変更手続きの際に登録された個人情報について、会社が管理する顧客情報管理システムを共有することにより取得します。

4. 第三者提供

会社およびインストラクターは、ご本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、会社およびインストラクターが取り扱う個人情報を第三者に提供しません。

5. 安全管理措置

会社ならびにインストラクターは、会員からお預かりした個人情報を厳重に管理し、漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じます。

6. 開示等の請求及びお問合せ先

会員の個人情報の開示等の請求及びお問合せについては、以下の連絡先にお問合せください。

コナミスポーツ株式会社 個人情報問合せ窓口

電話番号 03-5769-0573

受付時間 平日 10:00～17:00

メールによるお問合せ <https://www.konami.com/sportsclub/inquiry/>

2024年7月1日改訂